

SMBC (CHINA) NEWS



2020年9月8日

商務部、外商投資企業による苦情申立制度を改善

商務部は、2020年8月31日、《外商投資企業苦情申立業務弁法》（商務部令2020年第3号、以下、本弁法）を公布し、外商投資企業による苦情申立に関わる制度をさらに完備し、外商投資環境を最適化することを発表しました。本弁法は、2020年10月1日から施行され、《外商投資企業苦情申立暫定弁法》（商務部令2006年第2号、以下、暫定弁法）は同時に廃止されます。

本弁法は暫定弁法を基本として、《外商投資法》およびその実施条例で言及されている外商投資企業苦情申立業務制度について、より具体的な申請手続き・処理方法・苦情申立人の権益保護など全33条を規定したものです。

今後、本弁法に基づき、外商投資企業・外国投資家は、行政機関などにより侵害された合法的権益の調整・解決の申請、投資環境における政策措置への提言を苦情申立業務機関に対して行うことができます。

1. 外商投資苦情申立業務の概要

苦情申立人	<ul style="list-style-type: none"> ● 外商投資企業 ● 外国投資家
申立の範囲	<ul style="list-style-type: none"> ● 合法的権益を侵害する行政機関およびその職員の行政行為の調整・解決の申請 ● 投資環境方面の問題報告、関連政策措置の完備への提言
取扱機関	<ul style="list-style-type: none"> ● 地方苦情申立業務機関（県級以上の地方人民政府が指定） <ul style="list-style-type: none"> ・ 苦情申立人の当地区の行政機関への苦情申立事項を担当 ● 全国外資苦情申立センター（商務部が設立） <ul style="list-style-type: none"> ・ 以下の苦情申立事項を具体的に処理 <ol style="list-style-type: none"> ① 国務院の関連部門、省・自治区・直轄市の人民政府およびその職員の行政行為に関する事項 ② 国務院の関連部門、省・自治区・直轄市の人民政府の関連政策措置の完備への提言 ③ 全国範囲または国際的に重大な影響があり、商務部が処理してよいと判断する事項 ● 連合会議（商務部と国務院の関連部門が設立） <ul style="list-style-type: none"> ・ 中央レベルの外商投資企業苦情申立業務に協力・推進し、地方の外商投資企業苦情申立業務を指導および監督
権益保護	<ul style="list-style-type: none"> ● 苦情申立業務機関は、内部管理制度を構築・整備し、有効な措置を講じて苦情申立処理の過程において知りえた苦情申立人の商業機密・ビジネス情報・個人のプライバシーを保護 ● 苦情申立人が外商投資苦情申立業務メカニズムを通じて問題を報告または問題の調整・解決を申請した場合、いかなる単位・個人も抑圧または攻撃・報復してはならない

SMBC (CHINA) NEWS



2. 苦情申立の手続き

1. 申請	<ul style="list-style-type: none"> ● 苦情申立人が苦情申立業務機関に以下の資料とともに書面申請 ● 直接提出のほか、信書・FAX・電子メール・オンライン申請も可能 ① 苦情申立人の姓名/名称・住所・郵便番号・担当者・連絡先、主体資格証明資料、苦情申立の提出日 ② 被苦情申立人の姓名/名称・住所・郵便番号・担当者・連絡先 ③ 明確な苦情申立事項および苦情申立請求 ④ 関連事実・証拠および理由（関連する法的根拠があれば併せて提出可） ⑤ 同一事項の上級機関への重複申立、別部門での受理・処理、行政再審議・行政訴訟の有無の説明 ● 投資環境方面の問題報告、関連政策措置への提言の場合、上記①のほか、当該投資環境問題および具体的な政策措置への提言も提出
2. 受理	<ul style="list-style-type: none"> ● 苦情申立業務機関は苦情申立資料の受領後、7営業日以内に受理するか否かを決定 ● 受理条件に合致する場合、受理のうえ苦情申立人に苦情申立受理通知書を発送 ● 受理条件に合致しない場合、7営業日以内に苦情申立人に対して不受理通知書を発送のうえ受理しない理由を説明
3. 処理	<ul style="list-style-type: none"> ● 苦情申立業務機関は、苦情処理を行う際、苦情申立人にさらに状況を説明、資料を提供またはその他必要な支援を提供するよう要求可能 ● 苦情申立業務機関は、個別状況に基づき下記の方式による処理も可能 <ul style="list-style-type: none"> ・ 苦情申立人および被苦情申立人が了解に達するよう推進（和解協議成立を含む） ・ 被苦情申立人との調整 ・ 県級以上の人民政府およびその関連部門に関連政策措置完備への提言を提出 ・ 苦情申立業務機関が適当であると判断するその他の処理方法
4. 結審	<ul style="list-style-type: none"> ● 苦情申立業務機関は、苦情申立受理日より60営業日以内に結審 ● 複数部門に関わる・状況が複雑な苦情申立事項は、処理期限を適当に延長可能 ● 苦情申立事項が受理日より一年以内に処理終了が不可能な場合、苦情申立業務機関は、速やかに本級人民政府に関連状況を報告し、関連業務への提言を提出

※ 外商投資企業が参加する商会・協会も苦情申立業務機関に会員からの投資環境方面の問題を報告し、具体的な政策措置への提言を提出可能

※ 苦情申立人のその他の自然人・法人またはその他組織間との民事/商事紛争の調整・解決の申請行為は苦情申立の対象外

以 上

SMBC (CHINA) NEWS



当資料に掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。当資料は単に情報提供を目的に作成されており、その正確性を当行及び情報提供元が保証するものではなく、また掲載された内容は経済情勢等の変化により変更されることがあります。掲載情報は利用者の責任と判断でご利用頂き、また個別の案件につきましては法律・会計・税務等の各面の専門家にご相談くださるようお願い致します。万一、利用者が当情報の利用に関して損害を被った場合、当行及び情報提供元はその原因の如何を問わず賠償の責を負いません。

ご照会先

本店：上海市浦東新区世紀大道100号 上海環球金融中心11階 TEL：86-(21)-3860-9000
 上海浦西出張所：上海市長寧区興義路8号 上海万都中心12階 1、12、13号 TEL：86-(21)-2219-8000
 上海自貿試験区出張所：上海市浦東新区世紀大道100号 上海環球金融中心15階15T21室 TEL：86-(21)-2067-0200
 瀋陽支店：瀋陽市瀋河区青年大街1号 市府恒隆広場16階1606室 TEL：86-(24)-3128-7000
 北京支店：北京市朝陽区光華路1号 北京嘉里中心北楼16階1601号室 TEL：86-(10)-5920-4500
 天津支店：天津市和平区南京路189号 津匯広場2座12階 TEL：86-(22)-2330-667
 蘇州支店：蘇州市高新区獅山路28号 蘇州高新国際商務広場12階 TEL：86-(512)-6606-6500
 蘇州工業園区出張所：江蘇省蘇州工業園区蘇州大道西2号 国際大厦16楼 TEL：86-(512)-6288-5018
 常熟出張所：常熟市東南開發区東南大道333号 科創大厦8楼 TEL：86-(512)-5235-5553
 昆山出張所：江蘇省昆山市前進東路399号 台協国際商務広場2001-2005室 TEL：86-(512)-3687-0588
 杭州支店：杭州市下城区延安路385号 杭州嘉里中心2幢5階 TEL：86-(571)-2889-1111
 広州支店：広州市天河区華夏路8号 国際金融広場12階/電話 TEL：86-(20)3819-1888
 深圳支店：深圳市福田区中心四路1号 嘉里建設広場2座23層 TEL：86-(755)-2383-0980
 重慶支店：重慶市南岸区南濱路22号 重慶長江国際1棟第34階02号 TEL：86-(23)-8812-5300
 大連支店：大連市西崗区中山路147号 森茂大厦4楼-A室 TEL：86-(411)-3905-8500